

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療関係施設の皆さまへ～

融資限度額の引き上げ、無担保・無利子での 長期運転資金の融資を行っています

新型コロナウイルス感染によって事業停止などになった医療関係施設に対し、優遇融資を実施しています。長期運転資金の貸し付け利率の引き下げ実施、既往貸付の返済猶予の相談に対応しています。

【融資を利用できる具体例】

- ・施設利用者や従業員の方が新型コロナウイルスに感染したため、やむなく営業を停止した場合
- ・施設利用者や従業員の方が新型コロナウイルスに感染したことに伴い、事業運営を縮小した場合
- ・新型コロナウイルス感染症の防止のため、自治体などからの要請を受けて、休業した場合

【①新規貸付】

主な融資条件	病院	老健・介護医療院	診療所・助産所 医療従事者養成施設 指定訪問看護事業
償還期間 (据置期間：元金の 返済猶予期間)	15年以内 (5年以内)		
貸付利率※	当初5年間 1億円まで無利子 1億円超の部分は0.2% 6年目以降 0.2%		
限度額 (無担保貸付)	7.2億円 (3億円)	1億円 (1億円)	4,000万円 (4,000万円)

※貸付利率は令和2年5月1日現在のものです。

※利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

- ご融資には保証人（保証人不要制度あり）が必要です。
※保証人不要制度（0.15%の利率を上乗せ）がご利用できます。
また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

【②既往貸付】

当面6か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に**3年間（最長3年6か月）**の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

- その他詳しい条件や融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ

(独)福祉医療機構（新型コロナウイルス感染症の優遇融資関連ページ）
https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

新規貸付

●開設地が東日本（北海道～三重県）：
東京本部 福祉医療貸付部 医療審査課

TEL 03-3438-9940
TEL 03-3438-9934 FAX 03-3438-0659

●開設地が西日本（福井県～鹿児島県）：大阪支店 医療審査課
TEL 06-6252-0219 FAX 06-6252-0240

既往貸付

東京本部 顧客業務部 顧客業務課
TEL 03-3438-9939 FAX 03-3438-0248

